

山口市清掃工場包括運営委託

優先交渉権者決定基準

令和 7 年 2 月

山口市

目次

第1	総則.....	1
第2	優先交渉権者決定の手順.....	2
1	参加資格審査.....	2
2	提案審査.....	2
3	審査の流れ.....	3
第3	参加資格審査.....	4
第4	提案書の基礎審査.....	4
1	審査方法.....	4
第5	加点審査の方法.....	5
1	審査方法.....	5
2	提案書に関する事項の得点化方法.....	5
3	提案価格に関する事項の得点化方法.....	6
4	審査項目及び配点.....	7
第6	優先交渉権者の決定.....	9

第 1 総則

山口市清掃工場包括運営委託（以下「本業務」という。）を実施する受託者には、公共サービスの質の維持等に十分な配慮を行いつつ、ノウハウを活用し、効率的・効果的かつ持続的に清掃工場の業務を継続することが求められる。このため、受託者の選定に当たっては、価格面と価格以外の要素（技術面等）によって優先交渉権者を選定する公募型プロポーザル方式を採用することとした。

この優先交渉権者決定基準は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するため、要求水準書等の内容について応募者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

第2 優先交渉権者決定の手順

1 参加資格審査

山口市（以下「本市」という。）は、参加申請者から提出される参加表明書及び参加資格審査申請書類により、募集要項に示す参加資格要件をすべて満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2 提案審査

（1）提案書の基礎審査

本市は、提案書類に記載された内容が、要求水準書及びこの優先交渉権者決定基準に示す基礎審査項目をすべて満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

（2）提案書の加点審査（内容点）

「山口市清掃工場包括運営委託受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）は、この優先交渉権者決定基準に示す加点審査の方法に従い、提案書類の加点審査を行い、内容点とする。

（3）開札

本市は、見積書に記載された提案価格が、提案上限価格の範囲内であることを確認するとともに、提案価格を選定委員会に報告する。なお、開札の結果、提案価格が提案上限価格を超えている参加申請者は失格とする。

（4）提案価格の加点審査（価格点）

選定委員会は提案価格について、優先交渉権者決定基準に示す得点化方法に従って評価し、価格点とする。

（5）総合評価値の算定

選定委員会は、内容点と価格点を合計し総合評価値を算出する。

（6）最優秀提案の選定

選定委員会は、総合評価値が6割を満たした提案のうち、総合評価値の最も高い提案を最優秀提案として選定する。総合評価値の最も高い提案が2以上ある場合は、内容点が高い提案を最優秀提案として選定する。この場合においても同総合評価値となった場合は、くじ引きにより最優秀提案を選定する。

（7）優先交渉権者の決定

本市は、選定委員会における最優秀提案の選定結果をもとに、優先交渉権者を決定する。

3 審査の流れ

上記 1、2 に示した審査等の流れは、次の図に示すとおりである。

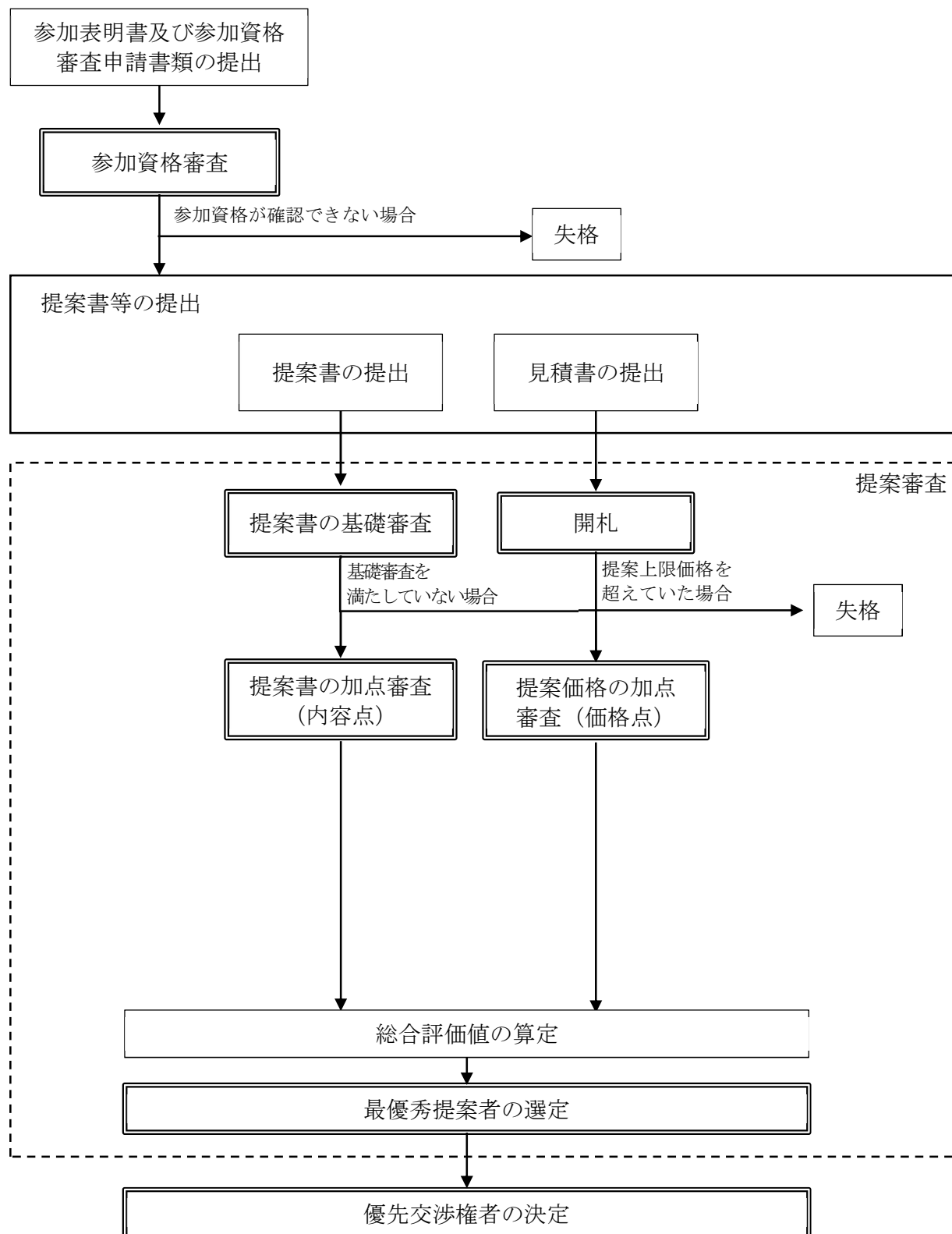


図 1 優先交渉権者決定の手順

第3 参加資格審査

本市は、参加表明書と同時に提出される参加資格審査申請書類から、募集要項に記載した参加申請者が満たすべき参加資格要件について確認し、確認の結果を代表企業に対し通知する。資格不備の場合は失格とする。

第4 提案書の基礎審査

1 審査方法

本市は、参加申請者から提出される提案書が、要求水準書及び基礎審査項目を満たしていることを確認する。

基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書について加点審査を行う。

表1 基礎審査項目

審査対象	審査項目
全般的事項	・提出が求められている書類が揃っていること。 ・提案書全体について、提案事項間のそご、矛盾等がないこと。 ・提案書全体について、指定された構成（項目の構成、ページ数制限等）となっていること。
運営に関する事項	・各様式（「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。
計画に関する事項	・各様式（「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。

第5 加点審査の方法

1 審査方法

選定委員会は、参加申請者から提案された提案価格及び提案内容について総合的に審査を行う。

加点審査においては、提案書に関する事項及び提案価格に関する事項について提案内容を得点化した内容点及び価格点を算出し、その合計値を総合評価値とする。

選定委員会は、総合評価値が6割を満たした提案のうち、総合評価値の最も高い提案を最優秀提案として選定する。総合評価値の最も高い提案が2以上ある場合は、内容点が高い提案を最優秀提案として選定する。この場合においても同総合評価値となった場合は、くじ引きにより最優秀提案を選定する。

2 提案書に関する事項の得点化方法

選定委員会は、提案書に記載された内容について、要求水準書等に示す要件を超える部分に対して、その評価に応じた得点を付与する。

なお、提案内容の審査項目について、評価項目ごとに、次の表に示す5段階評価に基づき各委員が個別に評価を行い、評価点を採点する。各委員の評価点の平均を内容点とする。

表2 提案内容評価の得点化方法

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れた提案がされている	配点 ×100%
B	優れた提案がされている	配点 × 75%
C	工夫がされている	配点 × 50%
D	若干の工夫がされている	配点 × 25%
E	要求水準を満たされている	配点 × 0%

3 提案価格に関する事項の得点化方法

開札を行い、見積書に記載された金額が、募集要項第 4 受託者の募集及び選定に関する事項 3 応募に関する留意事項 (9) 提案上限価格に規定する提案上限価格の範囲内であることを確認するとともに、次の方法により得点を付与し価格点を算出する。

なお、開札の結果、見積書に記載された金額が、募集要項第 4 受託者の募集及び選定に関する事項 3 応募に関する留意事項 (9) 提案上限価格に規定する提案上限価格を超える場合は失格とする。

ア 以下に示す価格点の算定式に基づき、価格点を算出する。得点は小数点第三位以下を四捨五入した値とする。

イ 価格点の算出結果が 40 点以上になる場合は、価格に関する配点の満点 (40 点) を付与する。

ウ 提案価格が定量化限度額を下回る場合は、価格に関する配点の満点 (40 点) を付与する。

(価格点の算定式)

価格点 = 満点 (40 点) ÷ (提案上限価格 - 定量化限度額) × (提案上限価格 - 提案価格)

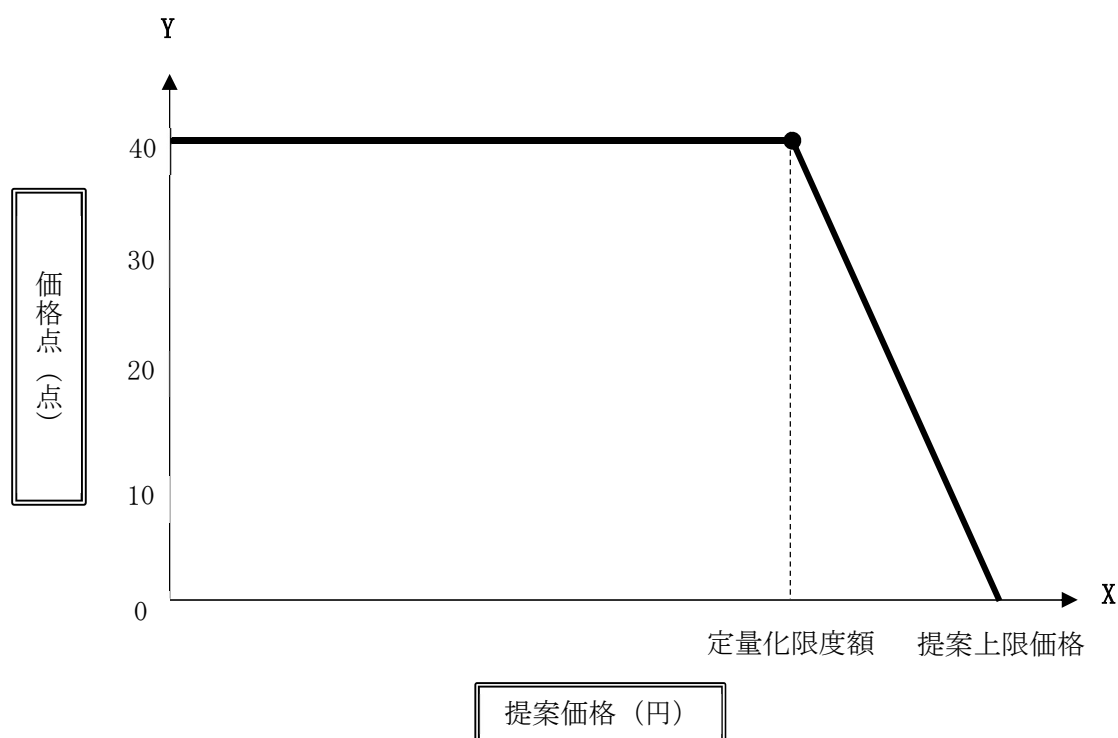
※提案上限価格 : 5,021,394,000 円 (税込み)

※定量化限度額 : 4,860,709,000 円 (税込み)

*定量化限度額とは、当該契約の内容に適合した履行が最低限確保されると認められる金額

※提案価格 : 参加申請者が提出した提案額 (税込み)

(価格点と提案価格の模式図)



4 審査項目及び配点

加點審査における審査項目及び配点を、表 3 に示す。加點審査における各審査項目の配点及び評価の視点については、本市が本業務に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定した。

表 3 提案内容の評価項目及び評価ポイント

評価項目		配点		対応する様式	評価ポイント
内容点	1. 運営業務実施体制				
	(1) 包括運営委託業務の実績及び人員配置	15 点	10 点	様式 6-1	①「本施設と同等程度の施設」における包括運営委託業務の受託実績件数を示すこと。 〔5 点〕 ※本施設と同等程度の施設：全連続燃焼式（ストーカ方式）、ボイラー・タービン式発電設備、施設規模 200t／24h 以上の可燃ごみ焼却処理施設 ※包括運営委託業務の受託実績（一般廃棄物に限る）は、平成 26 年 4 月以降に、地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が発注した「本施設と同等程度の施設」に係る包括運営委託（施設の運転、維持管理、補修を含む。）について、元請としての 1 年以上の履行実績とする。履行実績には、共同企業体（JV）における代表企業としての実績、もしくは特別目的会社（SPC）の構成員（SPC への最大出資者）としての実績を含む。 ②本業務に従事する人員全体の数、役割等を整理した人員配置図を示したうえで、その中における評価対象人員（下記参照）のうち、「本施設と同等程度の施設」での 1 年以上の業務経験を有する者の詳細（配置業務、人数、各人員の業務経験及び経験年数）を示すこと。 〔5 点〕 ※評価対象人員は統括責任者、副責任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、整備員、運転員、ごみクレーン運転員とする。 ※評価対象は、上記の評価対象人員が同業務経験を有する場合とする。 ※人員配置は、本業務開始から 1 年間以上継続可能な体制を提案すること。
	(2) 包括運営委託による効果		5 点	様式 6-2	①従来委託方式と比較して、包括運営委託を活かした業務効率化等の効果を具体的に示すこと。 〔3 点〕 ②受託者による自主的な品質確認（セルフモニタリング）の具体的な方法を示すこと。 〔2 点〕
	2. 維持管理	10 点		様式 6-3	①施設を適切に維持管理するための方法（点検・補修の時期、点検・補修の実施方法、部品・設備の調達方法等）を具体的に示すこと。 〔5 点〕 ②本業務終了後の基幹的設備改良工事への円滑な移行につながる維持管理方法を具体的に示すこと。 〔5 点〕
	3. 運転管理	10 点		様式 6-4	①施設を安定稼働するための工夫（運営体制、運営方法、トラブル予防方法等）を具体的に示すこと。 〔4 点〕 ②施設に突発的なトラブルが発生した場合の対策（機器整備、早期運転再開等）について、想定されるトラブルと併せて具体的に示すこと。 〔4 点〕 ③上記のトラブルの他に、本業務で想定されるリスクと、そのリスクへの対応策を具体的に示すこと。 〔2 点〕
	4. 防災管理	5 点		様式 6-5	①災害時の安全確保、事業継続計画、日常からの教育・訓練方法について、想定する内容と工夫を具体的に示すこと。 〔3 点〕 ②災害廃棄物等の受入体制についての工夫を具体的に示すこと。 〔2 点〕
	5. 搬入物管理	5 点		様式 6-6	①処理不適物（リチウムイオン電池等）が搬入された時の対策、効果的な搬入物検査の方法を具体的に示すこと。 〔3 点〕 ②ごみ等の受入・貯留について、搬入のピーク時対応に関する工夫を具体的に示すこと。 〔2 点〕
	6. 情報管理	3 点		様式 6-7	①本業務において収集した各種情報を、本市が必要な時に迅速に使用できるような情報管理方法を具体的に示すこと。 〔2 点〕 ②各種報告書やマニュアルが簡潔かつ明瞭になるような作成方針を具体的に示すこと。 〔1 点〕
	7. 環境管理	3 点		様式 6-8	公害防止条件を遵守するための運営における工夫・留意する内容を具体的に示すこと。 〔3 点〕
	8. 業務の引継ぎ	3 点		様式 6-8	①包括運営委託契約締結から本業務開始までの間で、本市からの業務引継ぎを円滑に行うための工夫を具体的に示すこと。 〔2 点〕 ②本業務終了前に、本市への業務引継ぎを円滑に行うための工夫を具体的に示すこと。 〔1 点〕
	9. 地元雇用・地場産業の活用	6 点		様式 6-9	「山口市ふるさと産業振興条例」の趣旨を踏まえた本市内雇用の促進及び業務の履行に必要な物品等の購入における本市内業者の優先活用を積極的に努めるための方法を、具体的に示すこと。 〔6 点〕 ①提案価格に占める、本業務期間中の本市民雇用における人件費と市内業者への支払想定額を合計した金額の割合（以下「市内発注率」とする。）を示すこと。市内発注率は、年度別と本業務期間全体の値を示すこと。 〔4 点〕 ②本業務における本市民の雇用方針、雇用の安定化に向けた工夫、市内業者からの物品購入、業務委託等の活用方針について具体的に示すこと。 〔2 点〕
価格点	提案価格に関する事項	40 点		見積書	
合計		100 点			

第6 優先交渉権者の決定

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。